

米穀の取扱いをされている会員事業所様へ

【商工会からのお知らせ】

食糧法改正に係る届出制度について

今般、農林水産省において、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」が改正され、令和8年10月1日より、新たな「米穀等取扱事業の届出制度」の受付が開始されることとなりました。

つきましては、今回の食糧法改正に該当する会員事業所様は、別添資料をご御覧の上、ご対応願います。

○米の流通の見える化のため、食糧法が改正され、新たな届出制度がスタートします。

○新たに加工、中食、外食業者が対象になるとともに、既存の届出事業者も、届出事項が追加されるため、改めて届出が必要です。

○令和8年10月1日から、受付開始します。令和9年4月1日までに届出をしてください。